

第一類 第七号

第二回国会 厚生委員会 議録 第十九号

(六七)

昭和二十三年六月二十九日(火曜日)

午前九時五十分開議

出席委員

委員長 山崎 岩男君

理事有田 二郎君 理事中嶋 勝一君

理事田中 松平君 理事山崎 道子君

理事武田 キヨ君 井上 知治君

大石 武一君 村上 清治君

福田 昌子君 松谷天光君

荻木 一久君 小野 孝君

野本 品吉君 齋藤 晃君

榊原 亨君

出席國務大臣 厚生大臣 竹田 儀一君

出席政府委員 厚生政務次官 喜多禮治郎君

厚生事務官 宮崎 太一君

厚生技官 濱野規矩雄君

農林政務次官 大島 義晴君

委員外の出席者 水産委員長 馬越 晃君

専門調査員 川井 章知君

六月二十八日委員角田藤三郎君辭任につき、その補欠として重井鹿治君が議長の名で委員に選任された。

六月二十八日

性病予防法案(内閣提出、参議院送付)(第一八九号)

理容師法特例案(内閣提出、参議院送付)(第一九〇号)

国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第一九二号)

風俗法臨時特例の適用についての應

第一類第七号 厚生委員会議録 第十九号 昭和二十三年六月二十九日

急措置に関する法律案(内閣提出)(第一九三号)

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に関する特例案(参議院送付)(参第八号)

本日の會議に付した事件

船員保險法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一七七号)

興行場法案(内閣提出、参議院送付)(第一八〇号)

公衆浴場法案(内閣提出、参議院送付)(第一八一号)

旅館業法案(内閣提出、参議院送付)(第一八二号)

性病予防法案(内閣提出、参議院送付)(第一八九号)

国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)(第一九二号)

山崎委員長 會議を開きます。

まず興業場法案、公衆浴場法案、旅館業法案、性病予防法案及び国民健康保険法の一部を改正する法律案を一括議題といたします。質疑は通告順にこれを許します。榊原委員

○榊原(専)委員 性病予防法案についてお尋ねしたいと思うのであります。第三條に「速やかに医師の治療を受けなければならない」ということ

○山崎委員長 榊原委員、お答え申し上げます。お尋ねの趣意は、第六條にあり、医師が、届出によりまして徹底的に治療をする。こういう形で、完全治療を極力この法律において努力することにしてあります。従つて本人が性病にかかりましたら、必ず医師のどこへ行くように第三條において勧めまして、医師に行けば、その患者がどこまでも完全治療をさせる。これがこの法律の趣旨であります。従つて今の賣藥その他においては治療は不徹底でありまして、それをよく連絡をとらして、そういうことのないようにしたいと思つております。

○榊原(専)委員 第三章の第八條は、「婚姻をしようとする者は、あらかじめ、相互に、性病にかかっているかどうかに関する医師の診断書と交換するようにつとめなければならない」というのであります。その診断の具体的方法の範囲は、どのくらいにお考えになつておられますか。

○濱野政府委員 その診断の件でございますが、医学上には、性病については診断がいろいろあります。また同時に同部その他の検査もしなければならぬ点もありません。こういう点はわが國の長い風習から見ても、必ずしもそういういた所を診断するということ、少し時期尚早ではないかと思つてもあります。また血液検査その他を厳重にいたします場合には、設備万端その他いろいろの点がござい

ます。こういう意味におきまして、第一條は、診断書と交換するように努

めることに願ひまして、その診断書の趣旨は血液検査、尿検査であります。この程度で、それ以上また必要なことがあれば、仲人さんにはいつてしてもらひたい。

○榊原(専)委員 ただいまお話しになりましたその血液検査としては、厚生省において御指示になつておりますものは、たしか五通りだと存するのであります。そのうちどれとどれを並用して使つてございませうか。承りたいと思ひます。

○濱野政府委員 御承知の通りこの血液検査もいろいろの方法がござい

ますが、厚生省におきましては、先般来予防衛生研究所におきまして、その統一をはかつておまして、その統一のものにおける一番確かなものと

して井田氏反應、村田氏反應、北里氏反應だけやりますが、一般予防局にお

きましては、そういう検査所の整理をいたしております。要するに私たちの

ところで毎年一回ずつそのアンティゲンを調べて、一番確かなものを告示

したい、こう考へております。なおほとんどに正確なものはワッサーマン

反應であります。ワッサーマン反應は先ほど申しましたように、なか

材料その他が整いませんので、当分は今申し上げましたような反應を特に調

査いたしました。この程度までは確か

だ、それ以上必要ならばワッサーマン

反應で調べる、こういう形でやつてい

きたいと思ひます。

○榊原(専)委員 今お話になりました

在來厚生省において性病の血液検査といふものをお取上げになつていらつし

やつたときに、單に鋭敏度ということを中心にして、それが一番鋭敏である

か、そのうちの二つとかいうようなお

話が指示に出ているようであります。これは御承知のごとく花柳病の治療にあたりまして、診断にあたりま

しても、必ず鋭敏なものが必要だとい

うわけではないのであります。たと

えばワッサーマンの反應といふもの

は、一番鋭敏ではありませぬけれど

も、確實であります。それに反してそ

の他の血液検査は、非常に鋭敏であ

る。それで必ずしも鋭敏でないけれど

も確實なものも鋭敏なものと並用いた

たしませぬければ、病気がどれくらい

治つたかということもわからないのであります。また検出についても非常な過ちがあるのであります。これはその方の専門家の意見をお聴きくださいまして、ぜひこういう方針をもつて御指示をお願いしたいと思つております。ただ鋭敏だからそれをやるといふのでは、治療の上から申しまして、檢出の上から申しまして、非常な間違ひが起ると思つてござい

を特に選定し、これをきめまして、重大なときにはワッサマンを並用するよう御趣旨の通りせひたいと思ひます。事案に関する以上ははつきりしたいと思つております。

○神原(亨)委員 さらにこの際御注意申し上げたいことは、保健所におきましても、未だワッサマン反應の検査をやつておられないところがあるのでございまして、これは物致その他の関係がございまして、ぜひ今の方式に従つて御解決あらんことを願ひする次第であります。

次に第十一條の「素行の不良その他」の事実に基づき査察の疑の著しい者に対して」というのでありますが、これは多少人権蹂躪のような傾きもありませんし、その十一條の基準としてどこまで疑いが著しいかというその程度の問題でございまして、具体的にどういふ程度のものをお考えになつていらつしやるか、承りたいと思ひます。

○濱野政府委員 仰せの通り十一條は、よほど慎重にいたさなければ問題の起ります点が多々ございまして、それに対しては第六條で、要するに接触者感染によりまして名前を指摘された方、ないしは常時そういうようにな行いをしておる方、こういうよう別にはつきりとした区別をいたすつもりでありますが、特に慎重にこういうことの起らないように努力したいと思ひます。

○神原(亨)委員 次に國民健康保険法の一部を改正する法律案についてお尋ねいたしたいと存するのでございまして、第二條の二、市町村ができない場合に営利を目的とせざる社団法人によつてこれを行うという御指示があるの

でございますが、在来いろ／＼な國民健康保険がございまして、それが責任をもつておられない。その運営について終末までの責任をもつておられないという点が多々あるのでございまして、この点の御監督上の御意見を承りたいと思ひます。

○宮崎政府委員 非営利法人が國民健康保険を代行いたします場合にございまして、國民健康保険を代行しておる範圍におきましては、厚生省の系統においてこれを監督いたしておる次第でございまして。

○神原(亨)委員 第七條の二にございまして保険料といふものは、大体一般生活費の何パーセント、あるいは収入の何パーセントくらいを保険料としてお考えになつていらつしやるのでございませうか。

○宮崎政府委員 保険料につきましては、御承知のように國民健康保険は自営者の保険でございまして、収入の何パーセントといふものはございませぬけれども、現在のところといたしまして、大体月百円くらいの保険料じやないか、こういう指導をいたしております。

○神原(亨)委員 在来健康保険におきまして保険料と、國民健康保険におきまして保険料の割合は非常に違ひがございまして、實際上國民健康保険を運営いたします場合に、健康保険のごとくうまきいかなないという懸念があるのをごいしますが、その点を十分御勘考下さいませうか、いかがでございませうか。

○宮崎政府委員 國民健康保険と健康保険の保険料収入につきまして、差があまりましたことはお話の通りでござい

まして、今後はこの改正によりまして、國民健康保険組合あるいは國民健康保険事業を行う市町村の保険経済の基礎を強固にいたしまして、健康保険となるべく撥を一にするような財政状態にいたしたい、こういう意味で改正を行うわけでございまして。

○神原(亨)委員 第八條の四に保険者は医師、歯科医師、薬剤師その他より指定することになつておりますが、都道府県知事がこれを指定するといふことになさる御意思はございせんか。

○宮崎政府委員 國民健康保険の今度の医療担当者の指定は、重要な改正でございまして、従来は厚生大臣が指定をいたしました保険医をもつて、國民健康保険の診療担当者としたしておつたのでございまして、今度はお医者さんの方から國民健康保険の診療を担当したいという申込がございまして、全部これを保険医にするという改正でございまして、今度の考え方は同意に基き契約でございまして、知事がこれを天降りの指定するといふ形を改めまして、同意に基き契約、こういう民主的な取扱いをいたしたのでございまして、今の仰せのような点は来々な

いつもりでございまして。

○神原(亨)委員 それではこれらの医療担当者が診療を希望いたします場合には、その希望者に著しく弊害のない場合には、全部お許しになるというおつもりでございませうか。

○宮崎政府委員 申出がありましたならば、全部許すことを省令で書きたいと思つております。

○神原(亨)委員 第八條の五の社会保険診療報酬算定協議会というものは、この前私が御質問申上げたのでありま

すが、今度の協議会はどういう構成になさるおつもりでございませうか。

○宮崎政府委員 診療報酬算定協議会の構成は、従来と同じ構成でございまして、保険者と被保険者とそれから医療担当者、公益代表と四本建てでございまして。ただこの前神原委員にお答え申し上げましたのと同様に、従来は健康保険も國民健康保険も船員保険もごつちやにした構成で審議をいたしておりましたが、今度はこちらも政令で規定されることとございまして、國民健康保険の方は診療報酬の基準を定めるのでございまして、健康保険の方は診療報酬を決定するのでございまして、船員保険も診療報酬を決定するのでございまして、審議の結果が違ひますので、それ／＼部会を開きましてその部会でこの問題を決定する。従来のように混合してこれをやるということをやめまして部会できる。ただ合同審議をするに必要なのは總會を開いてやる、こういう形をとりたいと思ひます。

○神原(亨)委員 第八條の七の協議会の構成でございまして、この場合に公益を代表する者が四分の一を占めておるようでありませうか、この公益を代表する者を保険者を代表する者の中に含めまして、大体これを三分分するような御意思はございませぬですか。

○宮崎政府委員 その点につきましては、従来の方の通りやりたいと思つております。と申しますのは、被保険者とそれから医療担当者がありまして、そのほかに保険者というものがあつて、そうしてこの三者が審議をするのでありますが、そこへ公益代表としてはいりまして、厳正公平なる意見

を述べる。こういうことが私はこういう會議の立て方として至当なのではないか、そこで各同僚者でこれを審議するといふのが理論上正当であると信じていますので、従来のようなやり方をしたいと考へております。

○神原(亨)委員 在来被保険者を代表する者は、厚生省または都道府県知事におきまして、眞に被保険者を代表する者をお選びになつておらないという懸念が多々あつたのでありますが、今後はどういふ方針によつてこの被保険者の代表をお選びになるおつもりでございませうか。

○宮崎政府委員 被保険者の代表につきましては、國民健康保険につきましましては、これは旅費その他の関係もございまして、これは大体東京、千葉、埼玉、神奈川という地方の國民健康保険の被保険者の中から、縣廳の推薦で選びたいと思ひます。健康保険につきましましては、これは労働組合等を通じて選んでおるわけでございまして。

○神原(亨)委員 五十二條の三に「ノ都道府県知事ノ委嘱スル臨時委員五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス」と書いてございませうが、五人以内といふのは大体どれくらいを見当を具体的に考へになつておられますか。

○宮崎政府委員 これは普通の審査会でございまして、これが保険者と被保険者とそれから公益代表と、三者で三人ずつで九人の審査会の委員になつておるわけでありませう。そこへ診療報酬の斡旋を頼まれたときに、臨時の委員を五人以内医療担当者から選ぶ。こういう形になつております。そこで私どもの腹案といたしまして、斡旋というものは医療担当者とそれ以外の者と

同

数でなければならぬ。こういう考えをもつておられますので、従来の本質上の委員である九人の委員は、これは医者ではありません。そこへ五人の医者を加える。そうすると九人と五人になりますので、そのうちに公益代表といふものがございますが、その公益代表者の三人のうち二人をお医者さんにするつもりであります。それでお医者さん七人とお医者さん以外の者七人で相談するという。五人以内ということは九人のうちで欠員などができたような場合に、五人が四人になるというような意味でございます。

○福田(昌)委員 性病予防法案について質問したいと思います。先ほども榊原委員の御質問がありました。罹病患者を医者が診断いたします場合、梅毒に對しますところの政府の検査方針というものはよくわかりましたが、淋菌に對しましてはどういう検査方法をお考えでございますか。

○濱野政府委員 淋菌に對しましては検査鏡検査、要するに分泌物その他を特にマツタージその他の方法でとりまして、検査鏡下に置きまして、淋菌のいる、いないを檢定、検査する。またそういう治療を現在いたしておられます。

○福田(昌)委員 私は、淋菌の検査鏡的検査または臨床所見ということに對して、非常な疑問をもつておりました。今後政府として、ただ単なる検査鏡検査とか臨床所見というふうなものにのみ限定された診断法をおとりになることは、非常に危険であると思えます。殊に今日のごとくペニシリンその他の製剤が普及いたしまして、慢性病というものが非常に隠れた妻においで

蔓延している今日におきまして、そういう旧式の方法に對してのみおやりになることは非常に危険であると思えます。殊に慢性淋に對する検査方法に對して、十分の御研究が望ましいと思えます。殊にこの慢性淋の検査方法に對しては、いろいろ新しい補体結合反應に類した検査方法が研究されているはずでございますが、そういう試験方法を取入れまして、慢性淋に對する徹底的な検査方法を御研究になるように私は切望するものであります。

それから第八條の「婚姻をしようとする者は、あらかじめ相互に、性病にかかっているかどうかに関する医師の診断書と交換するようにつとめなければならない。」とありますが、この診断書というものは、どの程度のことを書けばよいのでしょうか。

○濱野政府委員 第一の慢性淋の補体結合反應その他によつて、細菌そのものを見ないで決定することについての研究はいろいろ進められております。第二の点の、この診断書は、大体は血液検査、検査尿程度のもので、一應どうなるかということをおもひも考えられておられますが、両者の希望によりましては、それ以上お進めになりますことも差支えないと思えます。

○福田(昌)委員 第八條に關する罰則がないようでございますが、診断書を出さない場合はどういふことになりませうか。

○濱野政府委員 實際は、はつきりときめまして、罰則その他をつけまうことが望ましいのであります。この國內事情その他からいたしまして、そこまでいくのは少し早いのではないか。もう少し性教育その他を教えまして、

同時に、診断書もなか／＼困難の点がありますので、ただいま仰せのよう、花柳病に對する血液の反應ないし細菌學的な反應というふうなものが簡易にできるようになりますれば、漸次それにかえていきたいと思つておりますが、ただいまのところは道德規定としてそこに掲げているわけでありませう。

○福田(昌)委員 私はこの法律の總則においても、徹底的な治療及び予防といたうことがうたわれておりますので、今日の政府の予算の現状から、徹底的な治療または予防といふことも望み得ない状態であるかもしれませんが、第八條のごとき條文を設けられまう以上は、これに對しますところの罰則または強制的な措置をとられるのが、私は望ましいと思つております。このよう

な條文であります。まづたく私は有名無実の條文に過ぎないと思つております。花柳病といふものが恐ろしいものであるといふことを、よく認識した中流階級以上、知識階級といふものは、あるいはこういう診断書を交換するかもしれませんが、そういう階級には診断書といふものを規定せずとも、お互いが花柳病といふものに對して相當の警戒をもつておられるのでありまして、私もがおそれるのは、こ

ういふつた花柳病といふものに對して知識をもたないところの階級に對しまして、この診断書の交換といふものを、むしろ強制的に私は求める必要があるのではないかと思つております。そういう意味においてこのようになまぬる條文を設けなくとも、花柳病に關心をもつておられる人は、診断書の交換を待たず

とも、それに対する等しいだけの注意はしておると思つております。もつと強制的な処置が望ましいと思つております。それから第十二條でございますが、「都道府縣知事は、性病のまん延が著しい場合において、その治療及び予防のため特に必要があるとき、は、」といふこの條文の例を具體的にあげて御説明願ひたいと思つております。

○濱野政府委員 前段の婚姻の場合、まづたく同感であります。一日も早くそういうことが具體化することを熱望いたしたいと思います。それから第十二條の今の事例でございますが、別府の温泉で先般大変花柳病が蔓延しました。それからまた福岡の方の飯山で、非常に傳染源がはつきりしてお

り、同時にそれを放置しておきまうれば、また次々と大変問題が起りますので、そういう場合を特に選びますが、これも人権上非常にいろいろ問題が起りますので、特に知事から厚生大臣にいろいろ方法を指摘してまいりまして、そのもとにおいて慎重を期して許していく。こういうふうにして間違いないように進めていきたいと思います。

○福田(昌)委員 もちろんそういう場合におきまして、この地域的な花柳病の檢診といふことは必要であるかと思つておりますが、私はこの際におきまして、二十五才までの年齢において、圧倒的に花柳病患者を出しておるこの統計からいまして、ある一定の年齢を限つてこの性病の身体検査をするとい

うことを希望いたしておるのであります。それが對しまして政府としてはどういふ御方針でありますか。

○濱野政府委員 御指摘の点、厚生大臣も先般就任當時からこのことにつきましてわれ／＼に考究すべく命ぜられておりました。三木公衆衛生局長ともその都度協議をいたしておるわけでありませう。いろいろその精細なる検査をする上につきましては、保健所その他がもつと完備いたしましたならば、これはぜひ実行いたしたい。昔は徴兵検査があり、あるいは体力検査がありましたが、今日においてはそれがございませぬので、國民のある一定年齢を限りまして特に検査をし、國民がらつばに育つていきますように努力していきたい。こういうのでたゞいま鋭意考究いたしておる次第であります。御了承を願ひます。

○福田(昌)委員 私は少くとも青年層におけるこの花柳病、性病の檢診といふこと一日も早く實現することを望んでやまないであります。次に第十五條の二の「都道府縣知事は、性病の徹底的な治療及び予防を行うため、特に必要があるとき、は、」といふことがありますが、特に必要と認めるときは予防を行うといふのは、どういふ予防を行うのでありますか。

○濱野政府委員 第十五條は強制入院の場合でございます。この患者さんを放置しておきますと、次々に人にうつつていくという場合があると認められました場合に、強制的に診療所または病院に入所させまして、これを治療させていく、こういう規定であります。この法律は現在花柳病予防法にも現存しております。それ

をそのままここに移した次第でございますが、大體そういう人になつてつこととの多い人に限られるようにこれは存せられるのであります。

○福田委員 第四條の一医師は、前二條に規定する國及び地方公共團體並びに個人の責務の達成に協力し、性病の治療及び予防につとめなければならぬ。というところでありまして、この予防に努めるというのは、どの程度の予防に努めるのかお聞きしたいのであります。

○濱野政府委員 これはちよと第六條、第七條にこれを受けて出ておりますが、要するに届出をし、それから患者に口頭または書面で治療のいろ／＼なことを教えていくということについて、特に御協力を願いたい、これが法案の趣旨であります。

○福田委員 第一章の総則のところにおきまして、國が徹底的な治療及び予防を行うことが書いてありますが、この予防ということに對して、政府としてはどういふ程度の具體的な措置をおとりになつていらつしやるか。

○濱野政府委員 この予防は性教育の指導でありますとか、花柳病予防のいろいろの施設普及でありますとか、ないしはそれに關連しまして個人的な問題が起きてまいります、そういうような性病の予防全体を含めて指摘しておるのであります。

○山崎委員長 本日の質疑は一應これをもつて終了いたしました、明日繼續することにいたします。

次に船員保險法の一部を改正する法律案を議題といたします。水産委員長馬越見君。

○馬越水産委員長 私は水産委員会を代表いたしましたして、この際特に厚生大臣の責任ある御答弁を求めたいと思つて、昨日の厚生、水産両委員会の合同審議の際に、私及び他の水産常任委員から申し上げましたように、本法案は漁船船員に對しては実情に適しない不備な点が多々あるものであります、これらの点に對しては、政府當局におかれてもつとにこれらの点に對して御肯定になつておられることは、昨日の御答弁によつて判然としたのであります、政府は近い將來で得べくんば次回國會までに改正の御成案を得て、國會にこれが改正法案を提出せられる意思があるかどうか、この所信を承つておきたいと思つて、この政府の御答弁によりまして、水産委員会といたしまして、本法案に對する態度を決定したいと思つて、水産委員は、なおまた申し上げておきたいことは、本法によりまして設置せられますところの委員会の構成成分につきましても、漁船關係の委員をいまい少し多く御嘱託になられるように希望いたします、この点を併せて御答弁を願つたかと思つておられます。

○竹田國務大臣 ただいま馬越水産委員長から御質問の御趣旨に對しては、は、よく了承いたしました。今回の船員保險法の改正は、主として關係方面の御意見もあり、政令、省令中の重要事項を法律をもつて規定するということが重点でありまして、事早急を要する次第でもあり、今回御審議をお願いいたしました次第であります。漁船關係者の御意見につきましては、早速關係方面とも協議の上、御希望に副うようになつておられると存じまして、せつかく善処方を考慮中でありまして、ついでに成案を得まして次回國會に提出の上、御審議を願つたことに相なると思つております。何とぞ御了承願ひたいと思つております。

○馬越水産委員長 水産委員会といたしましては、ただいまの厚生大臣の誠意ある御答弁によりまして、十分納得いたしましたことをここに表明いたしました、本案に賛成いたしたいと存するものであります。

○山崎委員長 昨日の本委員会における大島政務次官の発言につきまして、さらに大島政務次官から発言を求められておりますから、これを許します。

○大島政府委員 昨日の私の答弁中、何か政府内部に對して意見の對立しているような感じが一應見受けられるという御注意があつたのであります、この問題につきましては、昨日申し上げた通り、閣議の内容等においては、詳しくは申し上げることはできないのでありますけれども、一應農林當局といたしましては、昨日水産局長が主張されたような考えをもつておつたのであります。さういふ本日厚生大臣から率直に次の國會にこれが提出せられるということも表明せられておりますので、私どももこれと同じ考え方をもち、私どももこれを申し上げて、昨日の誤解がありますれば、この機会にこの点を取消したいと思つております。

○山崎委員長 福井縣方面における震災に對して、厚生大臣から發言を求められております。厚生大臣の發言を許します。

○竹田國務大臣 昨夜午後五時十四分ころ福井、石川兩縣にわたる震災がありました、その状況を簡単に御報告いたします。

福井縣におきましては、福井市、坂井郡、吉田郡、足羽郡等はほとんど全滅の状況であります。被害戸数六万戸というところに相なつております。罹災人員は正確なことはわかりませんが、二十万六千人ともい、約三十万人になん／＼とするのではないかと、このことではあります。ただいま精細なことは調査中でありまして、石川縣は、石川縣の南部、塩屋村約三百六十戸、瀨越村約百戸倒壊、三木村約五百戸、倒壊戸数六割であります。大聖寺町は約三千戸のうち全壊が二百戸、半壊が千五百戸というふうには傳へられております。これは私の郷里であります。南郷村は死者一名、行方不明八名といふことになつております。交通被害は北陸線、福井間で旅客列車顛覆と、旅客等に相當の死者負傷者がある見込であります。その他貨物列車の顛覆、鐵道線路の破壊、歸江、動橋間及び寺井、美川間において相當な鐵道線路の被害があります。なお牛谷、大聖寺間の牛谷トンネルは崩壊によつて全然不通に相なつております。詳細なことは本會議の傍頭において政府より説明いたしますこととしておりますが、とりあえず厚生省としてとりました措置をこの際委員諸君に御了解願つておきたいと存じます。

○山崎委員長 福井縣方面における震災に對して、厚生大臣から發言を求められております。厚生大臣の發言を許します。

○竹田國務大臣 昨夜午後五時十四分ころ福井、石川兩縣にわたる震災がありました、その状況を簡単に御報告いたします。

福井縣におきましては、福井市、坂井郡、吉田郡、足羽郡等はほとんど全滅の状況であります。被害戸数六万戸というところに相なつております。罹災人員は正確なことはわかりませんが、二十万六千人ともい、約三十万人になん／＼とするのではないかと、このことではあります。ただいま精細なことは調査中でありまして、石川縣は、石川縣の南部、塩屋村約三百六十戸、瀨越村約百戸倒壊、三木村約五百戸、倒壊戸数六割であります。大聖寺町は約三千戸のうち全壊が二百戸、半壊が千五百戸というふうには傳へられております。これは私の郷里であります。南郷村は死者一名、行方不明八名といふことになつております。交通被害は北陸線、福井間で旅客列車顛覆と、旅客等に相當の死者負傷者がある見込であります。その他貨物列車の顛覆、鐵道線路の破壊、歸江、動橋間及び寺井、美川間において相當な鐵道線路の被害があります。なお牛谷、大聖寺間の牛谷トンネルは崩壊によつて全然不通に相なつております。詳細なことは本會議の傍頭において政府より説明いたしますこととしておりますが、とりあえず厚生省としてとりました措置をこの際委員諸君に御了解願つておきたいと存じます。

厚生省におきましては、昨夜ただち

に次官、社会局長以下本省に参集いたしましたして、情報を集集いたしましたもに、これが対策について協議し、とりあえず左の処置をとつたのであります。

まず厚生省に災害救助連絡室を急設いたしましたほか、次官を中心とした救助対策本部を設けまして、緊急救助態勢を整備いたしました。また被害府縣の状況調査並びに救助対策連絡のため、昨二十八日午後十時四十五分上野發で社会、予防兩局より保官三名を現地に急派せしめまして、被害關係府縣知事に対し、緊急対策救助に遺憾のないよう激励いたしますとともに、所要の指示を厚生次官を通じて打電いたしました。なお國立病院四箇所、療養所二箇所に対し、ただちに救助班を編成し、罹災現地に派遣するよう電報をもつて指示いたしました。日本赤十字社、ラテ委員会の關係諸團體に連絡をいたしましたして、積極的な救助を求めることになつておりました。災害情報の手

ととも、ただちにG・H・Qに電話をもつて概況を報告いたし、さらに午後十一時三十分、次官ほか二名がG・H・Qのサウス准將に御面会いたし、その後の情報を報告するとともに、御協力を懇請いたしました。なお調査員及び連絡員の具體的な報告をまつて、必要に應じ中央災害救助対策協議会にはかりまして、救助その他緊急措置に要する物資、施設等の調達、輸送等の手配をするように準備中でありまして、なお中央災害救助対策委員会におきましては、ただちに本二十九日局員會議を招集いたしましたして、その対策について協議することになつておりました。これはただいまの閣議で、本日正午より閣議

○山崎委員長 福井縣方面における震災に對して、厚生大臣から發言を求められております。厚生大臣の發言を許します。

○竹田國務大臣 昨夜午後五時十四分ころ福井、石川兩縣にわたる震災がありました、その状況を簡単に御報告いたします。

福井縣におきましては、福井市、坂井郡、吉田郡、足羽郡等はほとんど全滅の状況であります。被害戸数六万戸というところに相なつております。罹災人員は正確なことはわかりませんが、二十万六千人ともい、約三十万人になん／＼とするのではないかと、このことではあります。ただいま精細なことは調査中でありまして、石川縣は、石川縣の南部、塩屋村約三百六十戸、瀨越村約百戸倒壊、三木村約五百戸、倒壊戸数六割であります。大聖寺町は約三千戸のうち全壊が二百戸、半壊が千五百戸というふうには傳へられております。これは私の郷里であります。南郷村は死者一名、行方不明八名といふことになつております。交通被害は北陸線、福井間で旅客列車顛覆と、旅客等に相當の死者負傷者がある見込であります。その他貨物列車の顛覆、鐵道線路の破壊、歸江、動橋間及び寺井、美川間において相當な鐵道線路の被害があります。なお牛谷、大聖寺間の牛谷トンネルは崩壊によつて全然不通に相なつております。詳細なことは本會議の傍頭において政府より説明いたしますこととしておりますが、とりあえず厚生省としてとりました措置をこの際委員諸君に御了解願つておきたいと存じます。

理大臣官邸に参集をいたしましたして協議をいたすことに決定いたしました。G・H・Qの公衆衛生福社部におきましては、罹災府縣に対し、昨二十八日食料品、医薬品等の救助物資を急送する等の措置を講じ、さらに必要な手配を進めておられるようでございます。日本赤十字社におきましては、救助のため救護班二箇班を編成、本二十九日午前七時四十分上野発の列車で福井、石川兩縣の罹災地に向けて急行せしめた次第であります。なおチブス二万五千、C・C、発疹チブス二万五千、C・C、ワクチン、破傷風血清五千C・C、ダイヤチン、チアソール十萬錠、淨水錠若干を現地に急送、方現地軍政部より要請がありまして、ただちに発送の手配をいたしました次第であります。とりあえずとりました処置について簡單ながら御報告いたしておきます。

○山崎委員長 次に船員法の一部を改正する法律案を議題といたします。この際お語りいたします。本案について質疑を打ち切りたいと存じますが、御異議ございませんか。

○山崎委員長 御異議なければ、本案の質疑を打ち切ります。次に討論に入るのでございますが、討論の通告も別にございませんで、直ちに採決に入りたく存じますが、御異議ございませんか。

○山崎委員長 御異議なければ採決いたします。原案通り可決いたしますことに賛成の諸君の御起立を願います。

○山崎委員長 起立議員、よつて本案

第一類第七号 厚生委員会議録 第十九号 昭和二十三年六月二十九日

は原案の通り可決いたしました。なお議長に提出いたしまする報告書の作成に關しましては、委員長に一任していただきたいと存じますが、御異議ありませんか。

○山崎委員長 御異議なければさよう取り計らいます。残余の日程は次回に延期いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれをもつて散会いたします。

午前十時四十一分散会

〔参照〕 船員法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に關する報告書

一、議案の目的及び要旨 本法律案は、現下の社会経済事情に鑑み、船員労働者に対する保険給付の内容を充実に改訂しようとすることを目的とする。その内容は概ね次の通りである。

(一) 船員の家族に対する給付を創設し、家族療養費及び家族葬祭料を支給すること。  
(二) 寡婦年金、寡夫年金及び遺児年金の制度を創設して被保険者の遺族の生活安定を図つたこと。  
(三) 従來の職務上の事由に因る障害年金及び遺族年金の支給額を五倍に引き上げたこと。なお、配偶者及び子を扶養するときは二千四百円を加給する。  
(四) 保険医制度について、従來の強制指定制度を廢止し、医師の同意に基いた自由任意指定制度に改めたこと。

(五) 保険料率については、暫定措置としてこれを引き下げて負担能力と保険経済との均衡を図つたこと。  
(六) 従來命令で規定した重要事項を法律に移したこと。

二、議案の可決理由 船員労働者に対し新情勢に即應した保険給付の内容の充実に關することはその労働力の保全、生活の安定のため特に必要であり、本法律案は、船員保険制度の運用を円滑にするため適當な措置と認め、これを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費 約五千万円  
右報告する。  
昭和二十三年六月二十九日  
厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長 松岡詢吉殿

昭和二十三年十月五日印刷

昭和二十三年十月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局